

国立大学法人東京外国語大学アジア ・アフリカ言語文化研究所運営委員 会規程

〔平成21年 9月10日〕
規 則 第136号

改正 平成23年10月13日規則第39号

平成25年10月10日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 4号

平成27年 3月12日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 3号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）規程第8条第2項に基づき、運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「関連研究者」とは、東京外国語大学の教員以外の者で、研究所規程第2条第1項に定める目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究所の教員
- (2) 関連研究者
- (3) その他所長が必要と認める者

2 前項第1号の委員は、所長、副所長、研究所附属情報資源利用研究センター長、研究所附属フィールドサイエンス研究企画センター長及びその他所長が必要と認めた者3名とする。

3 第1項第2号及び第3号の委員は、所長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

4 第1項第2号及び第3号の委員の数は、7名以上とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、第3条第1項第1号以外の委員の中から、互選により委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1項第1号以外の委員の中から副委員長を指名する。

3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、所長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 委員会に委員長の指名により幹事を置く。幹事は委員会の事務を処理する。

(報告)

第8条 委員会において審議された重要な事項については、これを研究所教授会に報告しなければならない。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、教授会の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所運営諮問委員会規程（平成13年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。